

資料編

用語の説明

- 資料 1 地球温暖化防止に係る取組項目点検記録表
- 資料 2 地球温暖化防止に係るエネルギー等使用量調査票
- 資料 3 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）
- 資料 4 匝瑳市地球温暖化対策推進委員会規則
- 資料 5 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第 4 条に定める地球温暖化係数一覧
- 資料 6 活動区分ごとの温室効果ガスの排出量の算定方法
- 資料 7 各温室効果ガスの排出係数
- 資料 8 環境ラベル等

用語の説明

アイドリングストップ

自動車の停車時にエンジンを切ること。アイドリングストップを実践することで、不必要な燃料の消費を抑え、二酸化炭素の排出を抑制するとともに、大気汚染物質の排出削減を図ることができる。

一酸化二窒素（ N_2O ）

亜酸化窒素、酸化二窒素ともいう。二酸化炭素と比較すると、重量あたり 298 倍の温室効果を持ち、オゾン層破壊作用も有する。自動車の走行や廃棄物の焼却などに伴い発生する。

温室効果

太陽から降り注ぐ光により暖められた地表面から反射する熱を大気が吸収することにより、地表の温度を一定に保つ仕組み。二酸化炭素などの大気中の気体（温室効果ガス）が温室効果をもたらす。

温室効果ガス

地表面から反射された熱を吸収し、温室効果をもたらす気体の総称。地球温暖化の主要因とされ、産業革命以降、人為的な要因により、大気中における温室効果ガスの濃度は上昇している。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC類、PFC類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類が温室効果ガスとして定められている。

環境ラベル

環境に配慮した製品に表示され、製品が環境に与える影響に関する属性情報を消費者に伝えることで製品の差別化を行うもの。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）

石油危機を契機として、国内外における経済的・社会的環境に応じたエネルギーの有効利用を確保することを目的に昭和54年に制定された法律。事業者に対するエネルギーの適切な管理方法などが定められている。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済的な見地から包括的な評価を行うことを目的として1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織。

京都議定書

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減義務などを定めた議定書。1997年12月に京都で開催された地球温暖化防止京都会議で採択され、2005年2月に発効した。2008年～2012年の間に先進国全体での温室効果ガス排出量を1990年に比べて5%以上削減することを目的とし、日本は6%の削減を目標とした。京都議定書では、法的拘束力を持つ削減義務のほか、排出量取引、クリーン開発メカニズムなど目標を達成するための柔軟な措置が盛り込まれた。

グリーン購入

企業や国、地方公共団体が商品の調達や工事発注などに際し、出来るだけ環境負荷の少ない商品や方法を積極的に選択すること。

国連気候変動枠組条約（UNFCCC）

地球温暖化問題に関する基本的な枠組みを定めた条約。正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組み条約」。1992年5月に国連で採択され、同年の国連環境開発会議開催期間中に、日本を含む155カ国が署名した。条約では、「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を究極の目的としている。

三ふっ化窒素

半導体素子の製造などに用いられる。地方公共団体の事務においてはほとんど発生しない。二酸化炭素と比較すると、重量あたり17,200倍の温室効果がある。

新エネルギー

1997年に施行された「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」において、「新エネルギー利用等」として規定されており、「非化石エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用すること及び電気を変換して得られる動力を利用することのうち、経済性の面における制約から普及が十分でないものであって、その促進を図ることが非化石エネルギーの導入を図るため特に必要なもの」と定義されている。具体的には、太陽光発電、風力発電、地熱発電、水力発電、太陽熱の利用などの自然エネルギーやバイオマスを利用した発電等のリサイクル型エネルギーを指す。

地球温暖化係数

温室効果ガスの温室効果をもたらす程度を二酸化炭素の当該程度に対する比で表した係数。温室効果を見積もる期間の長さによって変化する。算定に用いられる地球温暖化係数は、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書に基づいている。

地球温暖化対策計画

「パリ協定」や「日本の約束草案」を踏まえて、平成28年5月に策定された地球温暖化対策に関する政府の計画。計画では、国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割などが定められ、国全体の温室効果ガスを2030年度までに2013年度比で26%、2050年までに80%削減することを目指すとしている。

地球温暖化対策の推進に関する法律

地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす地球温暖化、気候変動に関する国際条約を踏まえ、地球温暖化に関し、国、地方公共団体、事業者、国民の責任を明確にし、地球温暖化対策を推進することにより、国民の健康と文化的生活を確保し、人類の福祉に貢献することを目的とした法律。京都議定書の批准を受け、平成14年の改正によって京都議定書の的確な実施を掲げるとともに、国民の取組の強化を図る措置が盛り込まれた。

二酸化炭素

代表的な温室効果ガスで、国内の温室効果ガス総排出量の9割以上を占めている。炭酸ガス、無水炭酸ともいう。無色・無臭の気体で、低温で加圧すると液化、固体化し、固体化したものがドライアイス。自然界に存在するが、特に化石燃料等の消費拡大に伴い、大気中への排出量が増加している。

日本の約束草案

政府が2020年以降の温室効果ガス削減目標などを定め、国連に提出した草案。2030年度に2013年度比で26%の温室効果ガスの削減を目標としている。

熱反射ガラス

表面に金属酸化物などの膜をコーティングしたガラス。日射を遮断することにより太陽光を抑え、冷房効率を向上することができる。

パーフルオロカーボン（PFC）

1980年代から、半導体のエッチングガスとして使用されている化学物質で、人工的な温室効果ガス。二酸化炭素の数千倍の温室効果を持つ。

排出係数

燃料や電気使用、自動車の走行に伴い、単位活動量あたりで発生する熱や温室効果ガスの量。電気の使用量における排出係数は、電力事業者ごとに定められており、その他の排出係数は地球温暖化対策の推進に関する法律施行令で定められている。

ハイドロフルオロカーボン（HFC）

オゾン層を破壊しないことから、オゾン層破壊物質であるクロロフルオロカーボン（CFC）等の代替物質として、1991年頃から使用され始めた化学物質。自然界には存在しない物質で、オゾン層は破壊しないものの、二酸化炭素の数百～11,700倍という温室効果を持つ。エアコンや冷蔵庫などの冷媒のほか、スプレーに使用されている。

パリ協定

2015年11月から12月にかけて、フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された協定。規定数以上の国が批准したことにより、2016年2月に発効した。2020年以降の地球温暖化対策に全ての国が参加し、平均気温を産業革命以前に比べて2°C（努力目標として1.5°C）に押さえることなどが定められた。

複層ガラス

2枚のガラスの間に乾燥した空気の層を挟むことによって、断熱性能を向上させたガラスのこと。一般的なガラスと比べて約2倍の断熱効果を持つとされる。

メタン（CH₄）

二酸化炭素の25倍の温室効果を持ち、二酸化炭素に次いで多く排出されている。工業プロセスのほか稲作や畜産の反すう、廃棄物の埋め立て及び化石燃料の燃焼で発生する。

六ふっ化硫黄

1960年代から電気及び電子機器の分野で絶縁材等として広く使用されている化学物質で、人工的な温室効果ガス。二酸化炭素の22,800倍の温室効果を持つ。

平成〇〇年度 地球温暖化防止に係る取組項目点検記録表

< 確認項目 >		所属名								記入者名				平均
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
電気使用量の削減	照明	昼休み・時間外勤務時のオフ(支障のない範囲で)												
		会議室、給湯室・トイレ、更衣室等でのオフ(使用時のみ点灯)												
		廊下・階段照明のオフ(可能な限り)												
		自然光の活用												
	OA機器	昼休み・時間外勤務時の電源オフ(支障のない範囲で)												
		外出等で長時間離れるときの電源オフ												
		節電機能のある機器等の設定確認												
		最終退庁者の電源オフの確認												
	冷暖房	メール利用によるファックスの制限												
		空調調整: 冷房28℃、暖房19℃												
		窓の開閉、ブラインド等活用による室内温度の調節												
	その他	クールビズ、ウォームビズの実施												
テレビの主電源オフ(長期間使用しないときはプラグを抜く) エレベータの利用を控える														
燃料使用量の削減	公用車	空ぶかし、急発進、急加速、急減速を行わない(省エネ運転)												
		アイドリングストップの実践												
		余計な荷物を積み込まない												
		相乗り等による効率的利用												
		タイヤ空気圧の点検実施と適正値維持												
		走行ルートの合理化												
	施設	燃料使用量の把握・管理												
		給湯機器等の効率的利用												
		厨房機器等の効率的利用												
		燃料使用量の把握・管理												
省資源化・グリーン購入	用紙類	印刷物の作成部数を最小限にする。												
		両面コピー・両面印刷の徹底、使用済用紙の裏面使用の徹底												
		電子メール活用による用紙類の削減												
		使用量の把握・管理												
	水利用	洗面所や流しにおける節水の励行												
		その他、水利用時の節水の実践												
	ごみ減量化	使い捨て用品の使用・購入を控える												
		ファイルやフォルダー等の再利用												
グリーン購入	環境ラベル貼付商品等の環境に配慮した物品を購入する													
	文具、洗剤等は、詰め替え可能なものを購入する													

<<取組状況の評価方法>>

「5点」…常に取り組んでいる 「4点」…概ね取り組んでいる 「3点」…ときどき取り組んでいる 「2点」…あまり取り組んでいない 「1点」…取り組んでいない

【別紙】

効果的取組や取り組むにあたっての課題、計画に対する意見等を自由に記入してください。

1 他の課、施設等に進めたい効果的な取組等

<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

2 今後、取組を進めるにあたっての課題等

<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

3 地球温暖化防止実行計画に対する意見等

<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

資料 2

平成〇〇年度
地球温暖化防止に係るエネルギー等使用量調査票

課又は施設名		記入者名	
--------	--	------	--

【調査項目】	単位	月別入力												年計入力	合計	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
燃料の燃焼	一般炭	kg														
	ガソリン(公用車)	L														
	ガソリン(公用車以外)	L														
	ジェット燃料油	L														
	灯油	L														
	軽油(公用車)	L														
	軽油(公用車以外)	L														
	A重油	L														
	B重油またはC重油	L														
	液化石油ガス(LPG)(公用車)	kg														
	液化石油ガス(LPG)(公用車以外)	kg														
	液化天然ガス(LNG)	kg														
	都市ガス	Nm3														
電気の使用	電気の使用量	kWh														
自動車の走行	ガソリン	乗用車	km													
		バス	km													
	ガソリン	軽乗用車	km													
		普通貨物車	km													
		小型貨物車	km													
		軽貨物車	km													
		特種用途車	km													
	ディーゼル	乗用車	km													
		バス	km													
		普通貨物車	km													
	ディーゼル	小型貨物車	km													
		小型貨物車	km													
		特種用途車	km													
エアコン付	使用時	台														
自動車台数	廃棄時	kg-HFC														
水道・コピー	水道使用量	m ³														
用紙使用量	コピー用紙使用量	枚														

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（国及び地方公共団体の施策）

第十九条 国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～7（略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

11～12（略）

匝瑳市規則第 4 7 号

匝瑳市地球温暖化対策推進委員会規則

(設置)

第 1 条 市は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 7 号）

第 2 1 条第 1 項の規定に基づき、市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画として、匝瑳市地球温暖化防止実行計画（以下「実行計画」という。）を策定し、実行計画を効果的かつ継続的に推進するため、匝瑳市地球温暖化対策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実行計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 実行計画の評価に関すること。
- (3) 実行計画の進行管理に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、実行計画に係る重要事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員は、課等（匝瑳市行政組織条例（平成 1 8 年匝瑳市条例第 7 号）第 2 条各号及び匝瑳市会計管理者補助組織設置規則（平成 1 8 年匝瑳市規則第 4 号）第 1 条に規定する課、委員会及び委員（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 1 項に規定する委員会及び委員をいう。）の補助組織、国保匝瑳市民病院事務局、市議会事務局並びに野菜総合支所をいう。）の長の職にある者をもって充てる。

(委員長等)

第 4 条 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第6条 委員長は、実行計画の原案を作成させるため、部会を置く。

2 部会は、部会長及び部員（以下「部会長等」という。）をもって構成する。

3 部会長等は、職員のうちから委員長が指名する。この場合において、当該部会長等が市長以外の任命権者に属する職員の場合は、委員長は当該任命権者と協議して指名する。

4 部会の会議は、部会長が必要と認めたときに招集し、部会長が議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会及び部会において必要と認めるときは、関係職員の出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、環境生活課において処理する。

(その他)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第 4 条に定める地球温暖化係数一覧

温室効果ガス		地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)		1
メタン (CH ₄)		25
一酸化二窒素 (N ₂ O)		298
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	トリフルオロメタン (HFC-23)	14,800
	ジフルオロメタン (HFC-32)	675
	フルオロメタン (HFC-41)	92
	1,1,1,2,2-ペンタフルオロエタン (HFC-125)	3,500
	1,1,2,2-テトラフルオロエタン (HFC-134)	1,100
	1,1,1,2-テトラフルオロエタン (HFC-134a)	1,430
	1,1,2-トリフルオロエタン (HFC-143)	353
	1,1,1-トリフルオロエタン (HFC-143a)	4,470
	1,2-ジフルオロエタン (HFC-152)	53
	1,1-ジフルオロエタン (HFC-152a)	124
	フルオロエタン (HFC-161)	12
	1,1,1,2,3,3,3-ヘプタフルオロプロパン (HFC-227ea)	3,220
	1,1,1,2,2,3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236cb)	1,340
	1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236ea)	1,370
	1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236fa)	9,810
	1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245ca)	693
	1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245fa)	1,030
	1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタン (HFC-365mfc)	794
1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン (HFC-43-10mee)	1,640	
パーフルオロカーボン (PFC)	パーフルオロメタン (PFC-14)	7,390
	パーフルオロエタン (PFC-116)	12,200
	パーフルオロプロパン (PFC-218)	8,830
	パーフルオロシクロプロパン	17,340
	パーフルオロブタン (PFC-31-10)	8,860
	パーフルオロシクロブタン (PFC-c318)	10,300
	パーフルオロペンタン (PFC-41-12)	9,160
	パーフルオロヘキサン (PFC-51-14)	9,300
	パーフルオロデカリン (PFC-9-1-18)	7,500
	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	22,800
三ふっ化窒素 (NF ₃)	17,200	

活動区分ごとの温室効果ガスの排出量の算定方法

○施行令第3条第1項第1号イ 燃料の使用に伴うCO₂の排出量

$$\text{燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{炭素排出係数} \times 44/12^{**} (\approx 3.667) = \text{排出量}$$

(ℓ, kg,) (MJ/単位) (kg-C/MJ) (kg-CO₂/kg-C) (kg-CO₂)

※炭素（分子量12）から二酸化炭素（分子量44）への変換分

・・・（燃料の種類ごとに算定して合算）

・事務及び事業において燃料を使用した際に排出された二酸化炭素の量を算定するもの。

○施行令第3条第1項第1号ロ 他人から提供された電気の使用に伴うCO₂の排出量

$$\text{電気使用量} \times \text{排出係数} = \text{排出量}$$

(kWh) (kg-CO₂/kWh) (kg-CO₂)

・他人から供給された電気の使用に伴い排出された二酸化炭素の量を算定するもの。実際には、使用した電気が発電された際に、発電所で排出された二酸化炭素の量を算定する。

○施行令第3条第1項第2号ニ 自動車の走行に伴うCH₄の排出量

$$\text{走行距離} \times \text{排出係数} = \text{排出量}$$

(km) (kg-CH₄/km) (kg-CH₄)

・・・（自動車の種類ごとに算定して合算）

・自動車の走行に伴い排出されるメタンの量を算定するもの。

○施行令第3条第1項第3号ホ 自動車の走行に伴うN₂Oの排出量

$$\text{走行距離} \times \text{排出係数} = \text{排出量}$$

(km) (kg-N₂O/km) (kg-N₂O)

・・・（自動車の種類ごとに算定して合算）

・自動車の走行に伴い排出される一酸化二窒素の量を算定するもの。

○施行令第3条第1項第4号イ 自動車用エアコンディショナー使用時のHFCの排出量

$$\text{カーエアコンの使用台数} \times \text{排出係数} = \text{排出量}$$

(kg-HFC/台・年) (kg-HFC)

・HFCが冷媒として使用されている自動車用エアコンディショナー（カーエアコン）を使用している際に、カーエアコンから漏洩し大気中に排出されるHFCの量を算定するもの。

各温室効果ガスの排出係数

CO ₂ の排出係数				
区 分		活動単位	発熱量	排出係数
燃料の使用	一般炭	k g	25.7	0.0247
	ガソリン	L	34.6	0.0183
	灯油	L	36.7	0.0185
	軽油	L	37.7	0.0187
	A重油	L	39.1	0.0189
	B・C重油	L	41.9	0.0195
	LPG（液化石油ガス）	k g	50.8	0.0161
	LNG（液化天然ガス）	k g	54.6	0.0135
電気使用量		kWh	—	0.494 [*]

※平成27年度において市の主な施設で電力の供給を受けた電気事業者の平成26年度実績値

CH ₄ の排出係数					
区 分		活動単位	発熱量	排出係数	
自動車の走行	ガソリン・LPG	普通・小型自動車（定員10名以下）	km	—	0.000010 (1.0×10 ⁻⁵)
		乗用車（定員11名以上）	km	—	0.000035 (3.5×10 ⁻⁵)
		軽乗用車	km	—	0.000010 (1.0×10 ⁻⁵)
		普通貨物車	km	—	0.000035 (3.5×10 ⁻⁵)
		小型貨物車	km	—	0.000015 (1.5×10 ⁻⁵)
		軽貨物車	km	—	0.000011 (1.1×10 ⁻⁵)
		特種用途車	km	—	0.000035 (3.5×10 ⁻⁵)
	軽油	普通・小型自動車（定員10名以下）	km	—	0.0000020 (2.0×10 ⁻⁶)
		乗用車（定員11名以上）	km	—	0.000017 (1.7×10 ⁻⁵)
		普通貨物車	km	—	0.000015 (1.5×10 ⁻⁵)
		小型貨物車	km	—	0.0000076 (7.6×10 ⁻⁶)
		軽貨物車	km	—	0.000013 (1.3×10 ⁻⁵)
		特種用途車	km	—	0.000013 (1.3×10 ⁻⁵)
		特種用途車	km	—	0.000013 (1.3×10 ⁻⁵)




N ₂ Oの排出係数					
区 分		活動単位	発熱量	排出係数	
自動車の走行	ガソリン・LPG	普通・小型自動車（定員10名以下）	km	—	0.000029 (2.9×10 ⁻⁵)
		乗用車（定員11名以上）	km	—	0.000041 (4.1×10 ⁻⁵)
		軽乗用車	km	—	0.000022 (2.2×10 ⁻⁵)
		普通貨物車	km	—	0.000039 (3.9×10 ⁻⁵)
		小型貨物車	km	—	0.000026 (2.6×10 ⁻⁵)
		軽貨物車	km	—	0.000022 (2.2×10 ⁻⁵)
		特種用途車	km	—	0.000035 (3.5×10 ⁻⁵)
	軽油	普通・小型自動車（定員10名以下）	km	—	0.000007 (7.0×10 ⁻⁶)
		乗用車（定員11名以上）	km	—	0.000025 (2.5×10 ⁻⁵)
		普通貨物車	km	—	0.000014 (1.4×10 ⁻⁵)
		小型貨物車	km	—	0.000009 (9.0×10 ⁻⁶)
		軽貨物車	km	—	0.000014 (1.4×10 ⁻⁵)
		特種用途車	km	—	0.000025 (2.5×10 ⁻⁵)
		特種用途車	km	—	0.000025 (2.5×10 ⁻⁵)

HFCの排出係数			
区 分		活動単位	排出係数
自動車用カーエアコンの使用台数		台	0.010

環境ラベル等

環境物品を選ぶ際に参考となる環境ラベルには、以下のようなものがあります。








	<p>【エコマーク】 (公財) 日本環境協会</p> <p>ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を認定し、表示する制度です。ISO の規格 (ISO14024) に則った我が国唯一の第三者認証によるタイプ I 環境ラベル制度です。幅広い商品 (物産、サービス) を対象とし、商品の類型ごとに認定基準を設定、公表しています。(公財) 日本環境協会において、幅広い利害関係者が参加する委員会の下で運営されています。</p>
	<p>【エコリーフ】 (一社) 産業環境管理協会</p> <p>製品の環境情報を、ライフサイクルアセスメント (LCA) 手法を用いて定量的に表示し、インターネットなどを通じて公開することにより、ラベル利用者がグリーン購入・調達に活用するとともに、メーカーが環境負荷のより少ない製品 (エコプロダクツ) を開発・製造・販売していくための動機付けとなることを狙いとした環境ラベルです。ISO の分類では、2008 年 6 月に JIS 化された「タイプ III 環境ラベル」に属します。(一社) 産業環境管理協会が運営しています。</p>
	<p>【3R グリーンラベル】 有限責任中間法人パソコン 3R 推進センター</p> <p>環境に配慮したパソコンを購入したいというお客様の選択の目安となるよう、パソコンの設計、製造からリユース・リサイクルに至るまで、環境に対する包括的な取り組みを表した環境ラベル制度です。適合製品を三ツ星によって格付けしています。パソコンメーカーの団体である一般社団法人パソコン 3R 推進協会が運営する制度です。</p>
	<p>【国際エネルギースタープログラム】 経済産業省</p> <p>パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマークです。日本、米国のほか、EU 等 9 か国・地域が協力して実施している国際的な制度で、経済産業省が運営する制度です。</p>
	<p>【省エネラベリング制度】 経済産業省</p> <p>省エネ法により定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度です。省エネ基準を達成している製品には緑色のマークを、達成していない製品には橙色のマークを表示することができます。表示方法等について JIS 規格が制定されています。</p>
	<p>【統一省エネラベル】 経済産業省</p> <p>省エネ法に基づき、小売事業者が省エネ性能の評価や省エネラベル等を表示する制度です。それぞれの製品区分における当該製品の省エネ性能の位置づけ等を表示しています。</p>
	<p>【燃費基準達成車ステッカー】 国土交通省</p> <p>自動車の燃費性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、一般消費者の選択を通じ燃費性能の高い自動車の普及を促進するため、自動車メーカー等の協力を得て、省エネ法 (エネルギーの使用の合理化に関する法律) で定める燃費目標基準値以上の燃費の良い自動車については、以下のステッカーを自動車の見やすい位置に貼付。</p>
	<p>【低排出ガス車認定 (平成 17 年及び 21 年基準)】 国土交通省</p> <p>自動車の排出ガス低減レベルを示すもので、自動車製作者の申請に基づき国土交通省が認定している制度です。</p>
	<p>【再生紙使用マーク】 3R 活動推進フォーラム</p> <p>古紙パルプ配合率を示す自主的なマークで、古紙パルプ配合率 100% の再生紙であることを示しています。ごみ減量化推進国民会議 (現 3R 活動推進フォーラム) で定められたものです。</p>
	<p>【グリーンマーク】 (公財) 古紙再生促進センター</p> <p>原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すグリーンマークを古紙利用製品に表示することにより、古紙の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図ることを目的としています。</p>
	<p>【間伐材マーク】 全国森林組合連合会</p> <p>間伐材を用いた製品に表示することが出来るマークです。間伐の推進及び間伐材の利用促進等の重要性を PR するとともに、消費者の製品選択に資するものです。マークの使用には普及啓発での使用と間伐材製品への使用の 2 種類あります。日本の森林資源の保続培養、森林生産力の増進を図ることを目的とした協同組合である全国森林組合連合会が運営する制度です。</p>
	<p>【PET ボトルリサイクル推称マーク】 PET ボトルリサイクル推進協議会</p> <p>使用済み PET ボトルのリサイクル品を使用した商品につけられるマークです。PET ボトルメーカーや原料樹脂メーカーの業界団体である PET ボトルリサイクル推進協議会が運営する制度です。</p>
	<p>【FSC 認証制度 (森林認証制度)】 FSC (森林管理協議会)</p> <p>適切な森林管理が行われていることを認証する「森林管理の認証 (FM 認証)」と森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを認証する「加工・流通過程の管理の認証 (CoC 認証)」の 2 種類の認証制度です。NPO である FSC (Forest Stewardship Council®: 森林管理協議会) が運営する国際的な制度です。</p>

	<p>【グリーンプリンティング認定制度】 (一社) 日本印刷産業連合会</p> <p>印刷業界の環境自主基準に基づき、事業者(工場等)の環境負荷低減への取組及び環境に配慮した印刷製品を認定するという総合認定制度。</p> <p>一般社団法人日本印刷産業連合会が運営する制度で、印刷業界の環境負荷の低減及び市場へ提供する印刷製品の環境負荷低減を推進しています。</p>
	<p>【PEFC 森林認証プログラム】 PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes)</p> <p>持続可能な森林管理のために策定された国際基準(政府間プロセス基準)に則って林業が実施されていることを第三者認証する「森林管理認証」、および、紙製品や木材製品など林産品に関して、森林管理認証を受けた森林から生産された木材やリサイクル材を原材料として一定の割合以上使用していることを第三者認証する CoC 認証があります。</p>
	<p>【環境保護印刷認証制度】 環境保護印刷推進協議会</p> <p>オフセット印刷の刷板～印刷工程から VOC や有害廃液を出さないことで「ゼロエミッション」を実現環境保護に貢献、配慮した印刷物の 1 点 1 点、1 枚 1 枚に自己適合宣言した「環境保護印刷マーク(クリオネマーク)」を付与する認定制度。環境保護印刷推進協議会が運営する制度であり、印刷業界の環境負荷低減に寄与した印刷製品の提供を推進している。</p>

● 識別マーク







「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」に基づいて表示される、分別回収を促進するためのマークです。

同法律において、指定表示製品に指定されているアルミ缶、スチール缶、PET ボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、小型二次電池、塩化ビニル製建築資材については、消費者が容易に分別できるよう、材質や成分その他分別回収に必要な事項を、マーク等の決められた様式で表示することが義務付けられています。

<p>【アルミ缶】</p> 	<p>【スチール缶】</p> 	<p>【PET ボトル】</p> 	<p>【紙製容器包装】</p> 
<p>【プラスチック製容器包装】</p> 	<p>【塩化ビニル製建築資材】</p> 		
<p>小型二次電池 (記号があわせて表示される場合があります。)</p>			
<p>【ニカド電池】</p> <p>Ni-Cd</p>	<p>【密閉型ニッケル・水素電池】</p> <p>Ni-MH</p>	<p>【リチウム二次電池】</p> <p>Li-ion</p>	<p>【小型シール鉛蓄電池】</p> <p>Pb</p>

● その他マーク

法的な表示義務はありませんが、リユース・リサイクルを進めるために業界団体等が製品の素材や回収ルートがあることを表示するマークがあります。

	<p>【紙パックマーク】 飲料用紙容器リサイクル協議会(全国牛乳容器環境協議会)</p> <p>アルミなし紙パックに付けられるマーク。資源有効利用促進法において、識別表示が義務化されず、業界団体において自主的に表示を行っているものです。</p>
	<p>【18 リットル缶リサイクル推進マーク】 全国 18 リットル缶工業組合連合会</p> <p>18 リットル缶に付けられるマーク。資源有効利用促進法において、識別表示が義務化されず、業界団体において自主的に表示を行っているものです。</p>
	<p>【一般缶材質表示マーク】 全日本一般缶工業団体連合会</p> <p>一般缶(鉄製容器)に付けられるマーク。資源有効利用促進法において、識別表示が義務化されず、業界団体において自主的に表示を行っているものです。</p>
	<p>【段ボールのリサイクル推進シンボル】 段ボールリサイクル協議会</p> <p>段ボールに付けられるマーク。2000 年 6 月に国際段ボール協会が定めた国際的に共通な段ボールのリサイクルシンボルです。日本では、シンボルの周辺に 1 行又は 2 行、あるいはシンボルに沿った形で、「ダンボールはリサイクル」と併記されています。</p>
	<p>【ガラス瓶リターナブルマーク】 日本ガラスびん協会</p> <p>日本ガラスびん協会が認定するリターナブルガラスびんに付けられるマーク。業界団体において自主的に表示を行っているもの。</p>
	<p>【モバイル・リサイクル・ネットワーク】 (一社)電気通信事業者協会 (一社)情報通信ネットワーク産業協会</p> <p>メーカー、ブランドに関係なく携帯電話、PHS の本体、充電器、電池を回収している店を表すマーク。業界団体において自主的に表示を行っているもの。</p>

第2次匝瑳市地球温暖化防止実行計画

平成29年4月

発行：千葉県匝瑳市

編集：匝瑳市環境生活課

〒289-2198 千葉県匝瑳市八日市場ハ793-2

TEL 0479-73-0088 FAX 0479-72-1116